

修学旅行にかかる業者選定について

「令和 7 年度入学生にかかる修学旅行に関する業務」について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので次の通りとする。

令和 7 年 7 月 1 日

大津市立北大路中学校

校長 菊谷 愛

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度入学生にかかる修学旅行に関する業務
- (2) 業務の目的 令和 7 年度入学生が令和 9 年度実施する修学旅行が生徒の思い出に残る旅行となるような企画、実施をすることを目的とする。
- (3) 業務の内容
 - ・ 修学旅行に関する企画、実施業務
 - ・ その他修学旅行の企画、実施に必要な業務
- (4) 業務期間
契約日～令和 10 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本年度の大津市入札（業者選定）参加有資格者（役務・交通・輸送）であり、100 名以上、2 泊 3 日以上 of 修学旅行取り扱い実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている

者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

（７）本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ｱ）にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- （ｱ）親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- （ｲ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- （ｳ）（ｱ）又は（ｲ）と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- （ｱ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ａ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （a）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - （b）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - （c）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
 - （d）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ｂ 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ｃ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ｄ 組合の理事
 - ｅ その他業務を執行する者であつて、ａからｄまでに掲げる者に準ずるもの
- （ｲ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- （ｳ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- （エ）（ｱ）から（ｳ）までと同視しうる関係にあると認められる場合

（８）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員

をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を北大路中学校令和7年度業者選定プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 業者選定にかかる説明会について

ア 日時

令和7年7月18日（金） 午後3時30分から

イ 場所

本校被服室（本校舎2階）

ウ 内容

本業務にかかる説明および実施要領その他資料の交付

エ その他

本説明会の参加が、本業務にかかるプロポーザル方式による業者選定への参加条件となる

オ 連絡先

〒520-0843 大津市北大路三丁目22番11号

大津市立北大路中学校 （担当 鷺）

電話 077-534-0430 ファクシミリ 077-534-0434

Email ktoj@otsu.ed.jp

(2) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により持参すること

イ 質問期限

令和7年7月31日（木）午後4時まで

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

説明会に参加した業者に直接連絡。

エ 回答予定日

令和7年8月 5日（火）

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(イ)、(エ)に掲げる書類は、原本1部及び副本11部を提出すること。

(ア) 参加申込書

(イ) 企画提案書（様式は問わない。）

(ウ) 誓約書

(エ) 価格見積書（様式は問わない。）

イ 提出場所 第1号に同じ。

ウ 提出方法及び期限

持参による提出 令和7年8月20日（水）午後4時30分まで

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和7年8月25日（月）午後2時より

イ 実施場所 北大路中学校会議室

ウ 提案時間 15分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

（※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。）

エ 質疑応答 5分間

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ北大路中学校が準備した大型モニタを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

キ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

(6) 審査結果の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。通知予定日は、令和7年8月28日(木)

(7) その他

ア 失格となる企画提案書等

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出された企画提案書等は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (オ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、企画提案書作成要領、仕様書等による。